

徳島県告示第三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和七年一月二十四日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 土地改良区の名称

那賀川土地改良区

二 就任役員

役員名	氏 名	住 所
理 事	西 崎 和 人	小松島市坂野町字平田二―一